



2026年2月20日

各 位

上場会社名 クリヤマホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役CEO 小貫成彦
(コード番号 3355 東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員 元木雄三
(TEL 06-6910-7013)

業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年3月28日開催の第78回定時株主総会においてご承認いただき導入している業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といい、当該株主総会における決議を「原決議」といいます。）を一部改定することを決議し、本制度の改定に関する議案を2026年3月25日開催の第86回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景及び目的

当社取締役会は、本制度を従来以上に当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様と価値共有を一層進めることを目的に本制度を一部改定し、対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）、執行役員（海外居住者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び当社の一部子会社の取締役、執行役員（社外取締役及び海外居住者を除きます。以下、断りがない限り、同じとし、当社の取締役及び執行役員と併せて「対象取締役等」といいます。）とすること、対象取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限の変更、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し当社が信託に拠出する金銭についての金額の上限の廃止並びにその他所要の変更を行うこと（以下「本制度改定」といいます。）を決議し、本制度改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度改定について

本制度改定後の本制度の内容は、以下のとおりです。

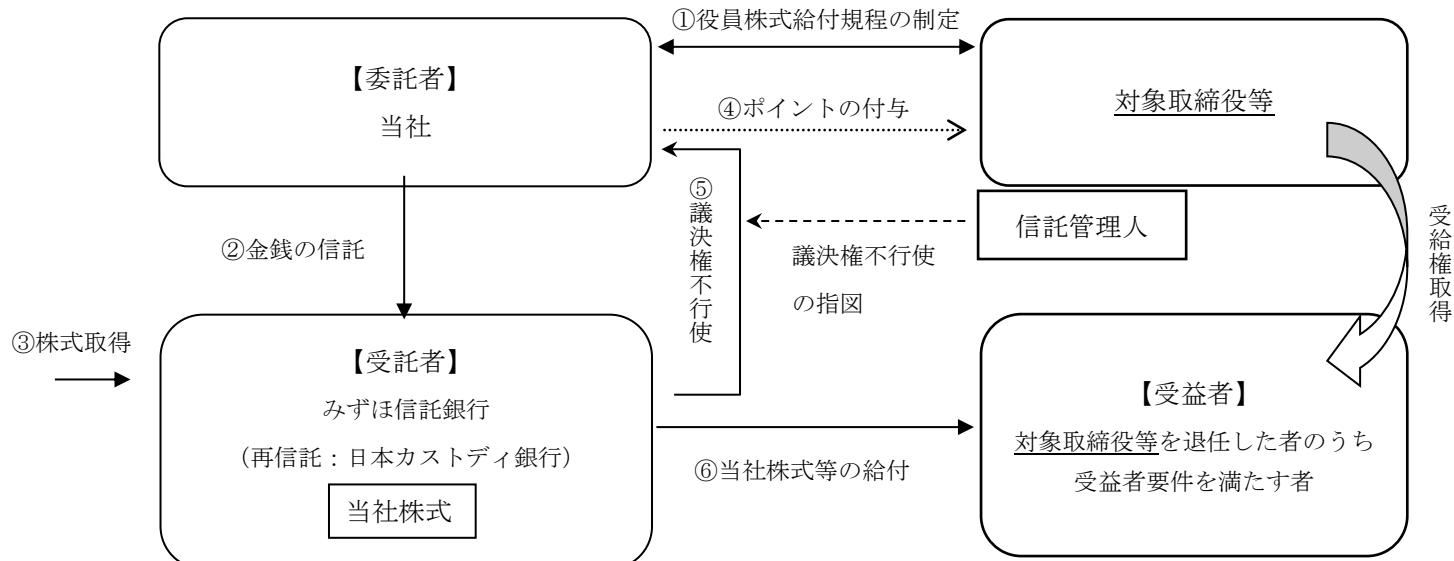
（主な改定箇所は、下線のとおりです。）

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定され

ている信託を「本信託」といいます。) を通じて取得され、対象取締役等に対して、当社及び当社の一部子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任時となります。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
 - ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
 - ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受けける方法により取得します。
 - ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき対象取締役等にポイントを付与します。
 - ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
 - ⑥ 本信託は、対象取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（2）本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除きます。）、執行役員（海外居住者を除きます。）及び当社の一部子会社の取締役（社外取締役及び海外居住者を除きます。）、執行役員（海外居住者を除きます。）

(3) 信託期間

2018年5月30日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、本制度に基づき当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を、本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2018年5月）に、2018年12月末日で終了した事業年度から2022年12月末日で終了した事業年度までの5事業年度を対象として当社の取締役及び当社の一部子会社の取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、338,250,000円を本信託に拠出し、その後、2025年11月に417,075,000円を本信託に追加拠出しております。本信託の信託財産内に残存する株式及び金銭は、本株主総会における承認可決による改定後の本制度に基づく信託として存続するものとします。

本株主総会でご承認いただくことを条件として、2025年12月末日で終了する事業年度から2027年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「改定後当初対象期間」といい、改定後当初対象期間及び改定後当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関する対象取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり200,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は600,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象取締役等に給付される当社株式等の数の上限

対象取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、200,000ポイント（うち、当社の取締役分として100,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数1,000個の発行済株式総数に係る議決権数201,311個（2025年12月31日現在）に対する割合は約0.50%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

対象取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できることとします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点での在任する対象取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
②委託者 : 当社
③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
④受益者 : 対象取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件
を満たす者
⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦本信託契約の締結日 : 2018年5月30日
⑧金銭を信託した日 : 2018年5月30日
⑨信託の期間 : 2018年5月30日から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上